

号	労基則第18条の健康上特に有害な業務
○ 1	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
○ 2	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
○ 3	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
○ 4	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
○ 5	異常気圧下における業務
○ 6	削岩機、鉄打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
○ 7	重量物の取扱い等重激なる業務
○ 8	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
○ 9	鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

4.衛生工学衛生管理者免許の所持者からの選任が必要な事業場

常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労基則第18条第1号、第3号、第4号、第5号、第9号に掲げる業務（上の表の○の項目）に常時30人以上を従事させている場合、衛生管理者のうち1人〔※全員ではない〕を衛生工学衛生管理者免許の所持者から選任する必要がある（安衛則第7条第1項第6号）。「多量の高熱物体を取り扱う業務」は対象になる一方で、「多量の低温物体を取り扱う業務」は含まれないことに注意する。

5.専属の産業医の選任

常時1,000人以上の労働者を使用する事業場、又は一定の有害業務に常時500人以上の労働者を従事させている事業場では、専属の産業医を選任する必要がある（安衛則第13条第1項第3号）。③の表に掲げた業務のほかに、次のものが有害業務に含まれる。

- 坑内における業務 • 深夜業を含む業務
- 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- 病原体によって汚染のおそれが著しい業務

なお、常時3,000人を超える労働者を使用する事業場では、2人以上の産業医を選任する必要がある（安衛則第13条第1項第4号）。

問2

次の作業を行うとき、法令上、作業主任者の選任が義務付けられているものはどれか。

- (1) ドライアイスを使用して冷蔵を行っている冷蔵庫の内部における作業
- (2) 屋内で粉状のアルミニウムを袋詰めする作業
- (3) レーザー光線による金属加工の作業
- (4) 試験研究業務として塩素を取り扱う作業
- (5) 潜水器を用いポンベからの給気を受けて行う潜水作業

解説

問2 作業主任者

作業主任者を選任すべき作業は、安衛令第6条に定められている。

- (1) 義務付けられている。ドライアイスを使用して冷蔵を行っている冷蔵庫の内部（安衛令別表第6第10号）における作業は、第一種酸素欠乏危険作業に該当する（安衛令第6条第21号、酸欠則第2条第7号）。酸素欠乏危険作業主任者の選任が必要である（酸欠則第11条第1項）。➡ 基本解説2の4(10頁)
- (2) 義務付けられていない。屋内で粉状のアルミニウムを袋詰めする作業は、安衛令第6条に定められていない。ただし、特定粉じん作業に該当するため（粉じん則別表第1第10号）、特定粉じん作業に関する特別教育は必要である（安衛則第36条第29号）。
- (3) 義務付けられていない。レーザー光線による金属加工の作業は、安衛令第6条に定められていないため、作業主任者の選任義務はない。また、特別教育の対象にも含まれていない。
- (4) 義務付けられていない。塩素は特定化学物質の第2類物質であり（安衛令別表第3第2号7）、これを取り扱う作業において本来は特定化学物質作業主任者の選任が必要である。ただし、試験研究が目的の作業については選任義務が除外されている（安衛令第6条第18号カッコ書き）。
- (5) 義務付けられていない。潜水器を用いボンベからの給気を受けて行う潜水作業は、安衛令第6条に定められていないため、作業主任者の選任義務はない。ただし、潜水士は就業制限の免許であることから、作業を行うには潜水士免許が必要である（安衛法第61条第1項、同条第2項、安衛令第20条第9号、安衛則別表第3、高圧則第12条）。

▶▶ 解答(1)

▶ Point!

特定化学物質を取り扱う作業のうち、試験研究のため取り扱う作業に関しては、特定化学物質作業主任者の選任義務が除外される。

関連問題 令6.4問4 令5.10問3 令5.4問2

基本解説2 [作業主任者]

1 作業主任者を選任すべき主な作業

「作業主任者を選任すべき作業」（安衛令第6条）のうち、試験で出題される可能性の高い作業と作業主任者の名称を抜粋する。

号	作業主任者を選任すべき作業	作業主任者の名称
1	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る)	高圧室内作業主任者
5	別表第2第1号又は第3号に掲げる放射線業務に係る作業(医療用等を除く)	エックス線作業主任者
18	別表第3に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業等を除く)	特定化学物質作業主任者
19	別表第4第1号から第10号までに掲げる鉛業務に係る作業	鉛作業主任者
21	別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏危険作業主任者
22	屋内作業場等において別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造・取り扱う作業	有機溶剤作業主任者

2 主な作業主任者と、選任に必要な資格(免許又は技能講習の修了)

労働災害を防止するために専門の知識等を有する者の管理を必要とする作業のうち、政令（安衛令）で定めるものについては、作業の区分に応じて作業主任者の選任が必要である（安衛法第14条）。作業主任者は、区分ごとに選任に必要な資格が異なる（免許又は技能講習の修了が必要）。ここでは安衛則第16条第1項に基づく別表第1から、試験で問われやすい主な作業主任者を抜粋する。

免許が必要な作業主任者(抜粋)	
高圧室内作業主任者	エックス線作業主任者
ガス溶接作業主任者	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

技能講習の修了が必要な作業主任者(抜粋)	
特定化学物質作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者
鉛作業主任者	有機溶剤作業主任者
四アルキル鉛等作業主任者	石綿作業主任者